

- 対馬の森林面積は 63,204 h a（うち国有林 5,039 h a）で、対馬全体の 89% を占めている。そのうち民有林面積は 58,164 h a で、人工林面積は 19,817 h a（人工林率 34%）である。
- 人工林（19,817 h a）は、間伐を必要とする林分が大半を占めており、搬出間伐等の推進で優良林の造成を図る必要がある。
- 素材生産量の拡大や安定した供給体制を確立するため、路網の整備、作業員の育成及び技術向上、高性能林業機械の導入による生産性の向上を目指す。
- 対馬材の需要拡大を図るため、木材の流通・加工施設の整備を推進する。
- 対馬しいたけは、生産体制の整備及び販売・流通体制の構築について支援するとともに、地理的表示保護制度の導入を図るなど、販売戦略を強化し収益向上を目指す。
- 林業の経営並びに森林の適切な管理のため、林道網の整備が重要である。平成 26 年度末の林道開設延長は 423.5 k m（h a 当り 7.3m）であるが、平成 46 年度までに 575 k m（h a 当り 9.9m）を目標に開設を推進する。
- 保安林及び地すべり指定地等において、天然現象等によって下流に被害を与え、また与える恐れがある山地災害危険地区が 412 ヶ所存在しており、この防災対策として治山ダム・山腹工・森林整備等の治山事業を推進する。

## 第 1 節 林業の概要

### 1. 沿革

古くより対馬には、本戸、分家、寄留の 3 つの社会グループがあった。一般的には、本戸とは耕地の独占的私有、山林の共有、海面地先権の総有を認められたものであり、分家とは本戸から分かれ、本戸株を持たないものであり、寄留とは外来の移住者を言う。この本戸群を中心とする村落共同体的組織が本戸制度である。対馬の林業については、この対馬独特の社会構造とも言える「本戸制度」がかなり影響している。

私権化された山林をも含めて山林のほとんどは、これらの本戸に属する者が権利を有しており、分家、寄留者が所有する山林は終戦時まではほとんどなか

った。本戸においては長男の離村はほとんどなく、後継者がいない場合は、二、三男や他家からの養子とその家を継ぎ、本戸制度を維持してきた。このため本戸株の譲渡は一部なされているが、閉鎖的な集落共同体で山林の所有は維持されて来ている。戦後は寄留者を中心に売買が起こり、所有状況にかなりの変化を生じているが、本戸共有として登記されているものが多い。

対馬は耕地がきわめて少なかったため、藩政期より山林で薪炭材を伐採した後、小枝やソダ等を焼き、その跡地を木庭作に利用することが長く続けられてきた。

明治末期になると朝鮮半島からの移住者による木炭生産が盛んになり、終戦まで、木庭作と木炭・薪材の生産が盛んであった。しかし、昭和30年代後半の灯油、プロパン等の普及による熱エネルギー消費構造の変化にともない薪炭材の生産はしだいに少なくなってきた。

平成16年3月合併前の対馬6町が管理者となっていた対馬総町村組合の山林は、合併後は対馬市に継承された。

また、昭和34年に、全国に先がけて設立された対馬林業公社により、官民一体となって植林がされてきた山々が現在収穫期を迎え、搬出間伐を中心とした素材生産が行われている。

平成23年度から韓国への木材輸出が盛んになり、平成26年度に8,366立方メートルのスギ・ヒノキの丸太が輸出されている。

## 2. 森林面積

対馬における森林面積は63,204haで、対馬全島の面積(70,863ha)の89%を占めている。民有林の割合が大きく、国有林は少ない。民有林のうち個人有林が42,896haと最も多く、林業公社の7,198ha、県営林の1,364ha、市営林は1,072haとなっている。個人有林の所有規模は県内で最も大きい、専業林家は少なく、農林漁業の兼業が多い。

## 3. 林業生産額

平成24年度における対馬の林業総生産額は、長崎県の市町民経済計算によれ

ば約5億円で、第1次産業のなかで林業は水産業に次いで第2位の座を占めており、県内の林業総生産額の16%は対馬の生産となっている。

対馬は全島の89%を占める広大な森林資源に恵まれており、この資源を持続的に活用し、所得向上を図ることが対馬林業の課題である。

現在、41年生以上の人工林資源は、面積で14,400ha、材積で5,956千立方メートルに達し、素材生産量の拡大が見込まれる。これに対応するためには、森林組合や素材生産者の作業員の育成や資質の向上を図るとともに、高性能林業機械の導入等による生産性の向上に努める必要がある。また、拡大する素材生産量に対応する中間土場や出荷窓口などの流通体制の整備とともに、バイオマス発電や輸出などの新たな需要を取り込むことで島内外の販路拡大も必要となっている。

第6-1表 森林等の現況

種別	(総面積) (ha)	面積(ha)					民有林のうち の人工林	
		その他 耕地	森 林			林野率 (%)	面積	比率
			国有林	民有林	計			
対馬市計	70,863	7,659	5,039	58,164	63,204	89	19,817	34

平成26年度長崎県の森林・林業統計  
四捨五入のため、計と内訳が一致しない場合がある

第6-2表 所有形態別森林面積及び林業経営状況

種別	所有規模別林家数				所有形態別森林面積(ha)				
	10 ha 未 満	10 ha ～ 50 ha	50 ha 以 上	計	県 営 林	市 営 林	林 業 公 社	私 有 の 他 林	計
対馬市計	1,643	380	59	2,082	1,364	1,072	7,198	48,530	58,164

2010年世界農林業センサス

第6-3表 林産物生産状況及び生産者数

区分	平成26年					平成26年度末現在				
	木炭生産量	生乾し産いた量	生し産いた量	生製材産用素材量	生チ産ッ量	登木録者数	登製録者数	生し産いた者た数	製材工場数	工チ場ッ数
対馬市計	t 13	t 40	t 111	m3 23,500	m3 13,200	人 29	人 11	人 314	11	4

平成27年度対馬管内林業の概要

## 第2節 林業振興の方向

対馬の森林面積 63,204 h a は、県全体の森林面積の 26% を占める。また、森林率 89% の豊かな森林資源を活用して、素材生産やしいたけ栽培などが行われており、林業が基幹産業として地域社会の発展に大きな役割を果たしていることから、対馬は「しいたけ・林業の島」と言える。こうした地域の特性に配慮し、次の事項を重点的に推進する。

## 第3節 林業施策

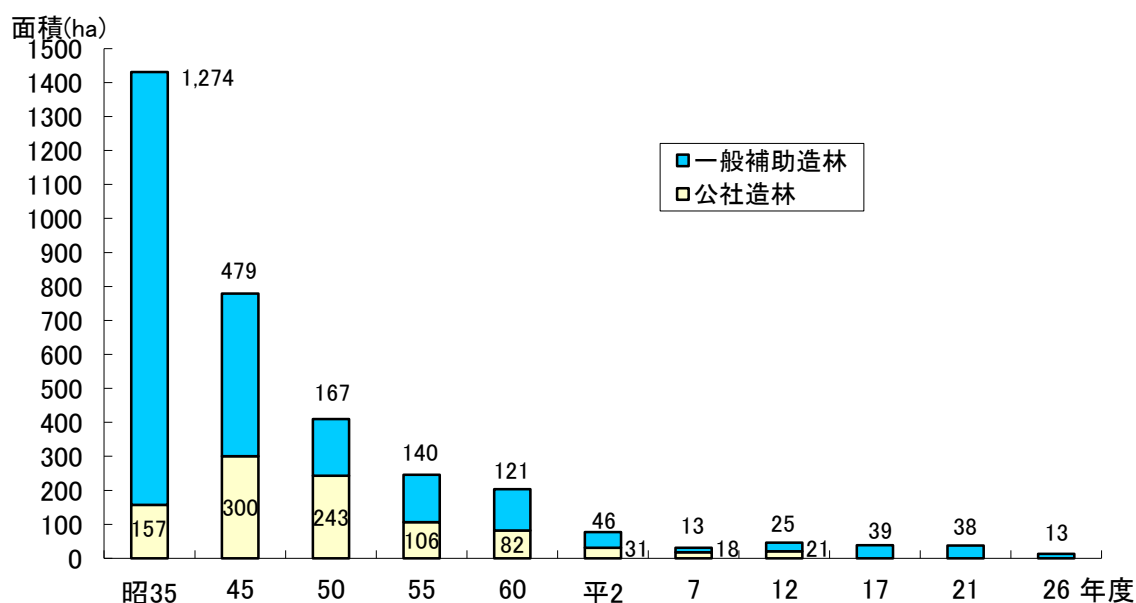
### 1. 造林

#### (1) 人工造林

対馬の民有林面積 58,164 h a のうち人工林面積は 19,817 h a で、県平均人工林率 42% に対し 34% と低い。戦後、造林の奨励が行われ、天然林の人工林への転換は急速に進展した。しかし、昭和 34、35 年をピークとして労働力の不足、造林コストの高騰、造林地の奥地化など、厳しい環境の変化により一般の新規造林は第 6-1 図のとおり漸減し、平成 26 年度は 13 h a と昭和 35 年度の実績 1,431 h a の 1% となっている。

一方、拡大造林推進の担い手であった対馬林業公社は、ピーク時には、年間 509 h a の造林実績があったが、木材価格の低迷による経営の見直しにより平成 13 年度で新植を終了している。

第6-1図 新植面積の推移



### (2) 搬出間伐の拡大

戦後営々と行われて来た拡大造林は、現在その大半が利用期を迎え、搬出間伐を必要とする林齢に達しており、41年生以上の面積は14,400haとなっている。

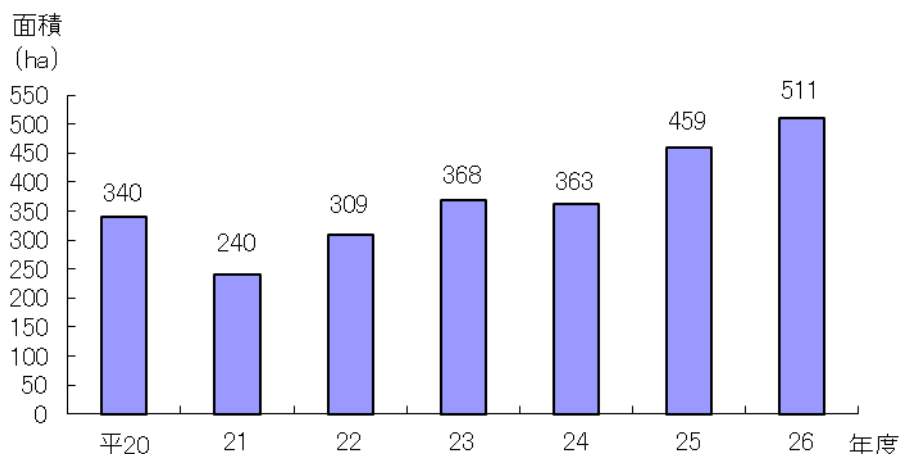
これらの森林について、平成24年度から新たな森林経営計画制度のもと、集約化を進め、搬出間伐の実施はもちろん、作業道などの基盤整備や生産性向上に向けた高性能林業機械等の導入に努め、素材生産量の拡大に取り組んでいる。

### (3) 今後の課題

今後、森林所有者の所得向上と優良林分の育成を図るためには、森林経営計画の策定などによる施業の集約化を行うとともに、森林整備関係補助事業を活用し、搬出間伐事業を積極的に推進することが必要である。

また、持続可能な森林資源の造成においては、41年生以上に偏った人工林を主伐・再造林によって更新し、林齢を平準化していく必要がある。

第6-2図 搬出間伐実績



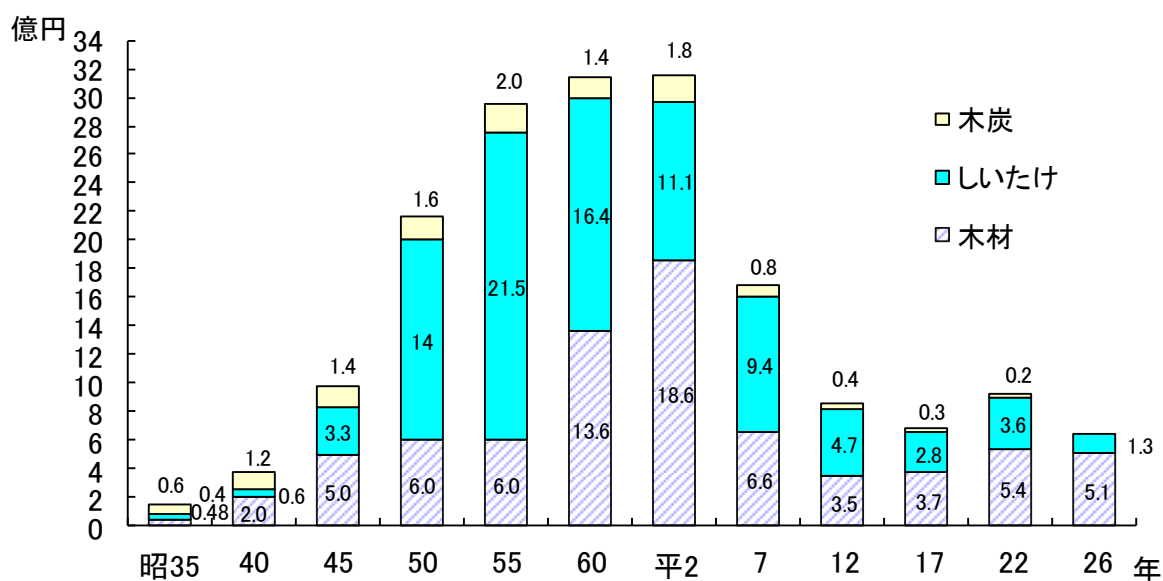
## 2. 林産物

対馬における主要な林産物は、木材、しいたけ、木炭等があげられる。

生産額は第6-3図のとおりで、価格の低迷による生産者の減少や後継者不足により、平成3年をピークに減少傾向にあるが、近年木材については、持ち直しの傾向となっている。

林産物の生産量を増大し、林業所得の向上を図るために、各種施策が展開され現在に至っている。

第6-3図 林産物の生産額の推移



## (ア) 生産の沿革

対馬におけるしいたけ生産は、昭和30年代の後半から、恵まれた気象条件と豊富な原木資源により生産が活発化されてきた。特に昭和39年に第一次林業構造改善事業実施地域に指定されたのを契機として、生産に対する意欲は急速に高まり、昭和46年には県が乾しいたけ<sup>ほし</sup>を対馬における地域生産指標作目として指定し、県単独事業の新農政推進特別対策事業により生産施設の整備と、しいたけ林道の開設等基盤整備を推進している。

また、昭和48年からしいたけ原木林造成対策事業による原木林対策、昭和54年からは特用林産振興対策事業、昭和57年からは林産集落振興対策事業、平成2年からは特用林産産地化形成総合対策事業、平成8年からは特用林産振興総合対策事業、平成15年からはしいたけ生産体制整備緊急対策事業、平成18年からは対馬しいたけ復活プラン総合対策支援事業による基盤整備及び施設整備が行われ、人工ほだ場と散水施設が多くの生産者に浸透し、天候に左右されにくい計画的なしいたけ生産と労務の軽減につながっている。

一方、乾しいたけの生産量は昭和56年に473トンとピークを記録して以来、生産者の高齢化や後継者不足による生産者数の減少が著しく、平成26年では40トンと落ち込んでいる（第6-4表）。

このように生産状況は厳しいが、対馬の乾しいたけ生産量は県全体の98%を占めるとともに品質も極めて上質であり、どんこにおいては、昭和61年度に天皇杯を受賞し、平成26年度の全農乾椎茸品評会では花どんこで農林水産大臣賞を受賞するなど、常に全国の品評会で上位入賞を果たし、「対馬乾しいたけ」の名を全国にとどろかせている。

第6-4表 乾しいたけ生産量

区分 \ 年次	昭和40	昭和50	昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成26
対馬 (t) A	69	402	448	370	301	272	173	75	79	40
県計 (t) B	72	412	452	373	302	274	182	75	81	41
割合(%)A/B	96	98	99	99	100	99	95	100	98	98

平成27年度対馬管内林業の概要

## (イ) しいたけの生産と流通上の課題

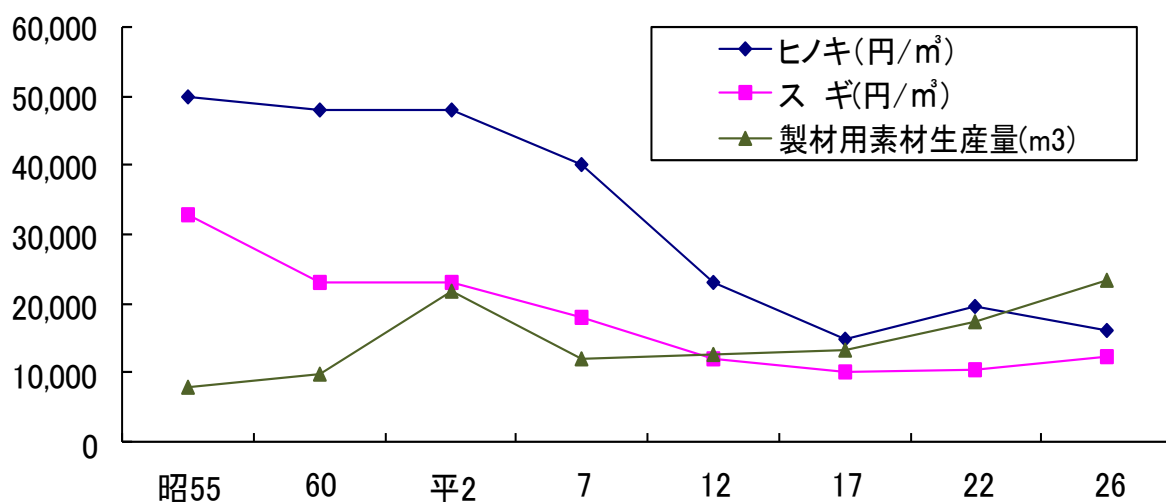
しいたけ生産は、外国産しいたけとの競合や価格の低迷、さらに消費量の減少など、かつてない厳しい状況であったが、消費者の食の安全・安心に対する意識の高揚により、国産しいたけの再評価が高まり、平成27年度から価格が上昇している。より一層経営基盤を強化し、競争力を備えた産業構造への転換を図ることが必要である。

このため、生産面では、しいたけほだ場の団地化、平地化による省力化と生産コストの削減、及び原木供給体制の構築や人工ほだ場の整備による品質向上に取り組んでいる。

なお、流通面では、農協の集荷率を高め、民間企業の販売網を活かした生しいたけの直販の拡大や、「対馬乾しいたけ」の知名度を高めて販売力強化を図るため地理的表示保護制度の導入を図るなど、販売戦略を強化し収益向上を目指している。また、消費宣伝活動、生産者と消費者との交流など「生産者の顔の見える流通」に取り組み、消費拡大を図ることが重要となっている。

## (2) 木材

第6-4図 対馬におけるスギ・ヒノキ木材価格と製材用素材生産量の推移



平成27年度対馬管内林業の概要



対馬における建築用材（スギ、ヒノキ）の価格の推移と、生産量の推移を第6-4図に示す。

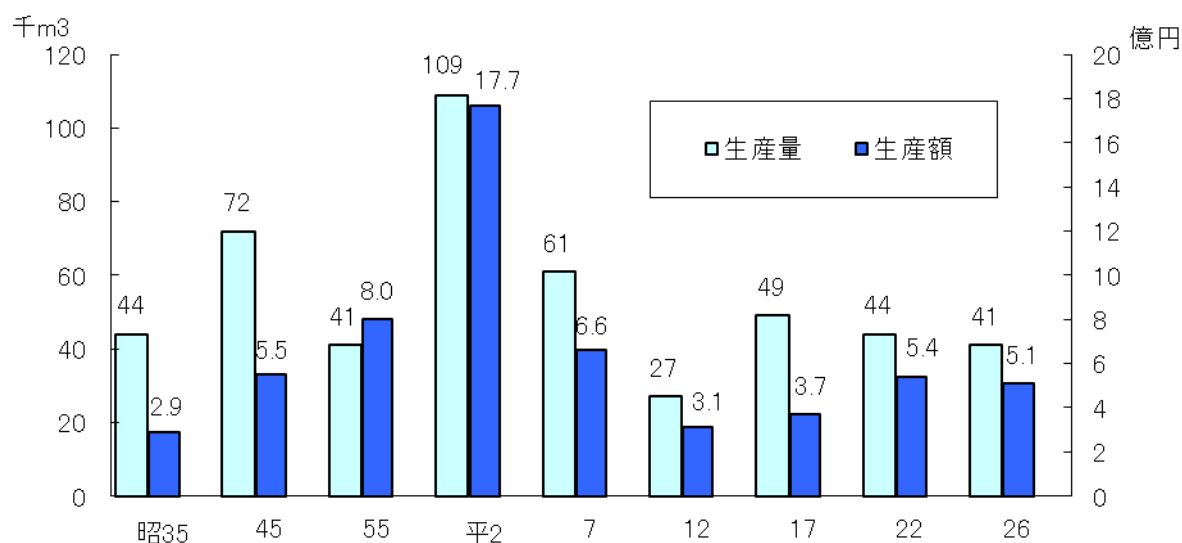
木材価格は、昭和55年の価格と比べて、3分の1と低迷している。また、木材生産量は、森林所有者の木材生産意欲の減退により伸び悩んでいたが、造林補助事業による間伐材生産の推進や森林資源の充実により、徐々に増加傾向にある。

このような状況のもと、対馬での年間木材生産量は、43,129立方メートル（針葉樹28,148立方メートル、広葉樹14,981立方メートル）となっている（第6-5図）。

このうち針葉樹材については、戦後植林されたものが利用の時期を迎えており、木材生産量の増加が予想されるため、島内消費の拡大と併せて島外の市場開拓が必要となっている。

このため平成26年7月、島内の林業・木材産業関係者により設立した長崎県地域材供給倍増協議会对馬部会においては、平成27年度から原木出荷窓口の一本化や素材生産量倍増の取り組みとして、バイオマス発電施設への林地残材の安定供給に向け、実証事業などに取り組んでいる。

第6-5図 木材生産量と生産額の推移



平成27年度対馬管内林業の概要

## (3) 木炭

対馬における木炭生産の歴史は古く、明治の中期以降「対州白炭」として生産が続けられて、昭和14年頃の生産量は18,000トンで、関西市場と取引されていたが、戦後の燃料消費構造の変化により生産量は減少の一途をたどり、平成26年次には13トンとなっている。

今後木炭の振興を図るためには、生産者の組織化を推進し、木炭の生産計画、生産技術の向上、品質の均一化に努め、木炭加工及び流通体制の整備を促進する必要がある。

## 3. 県営林

対馬における県営林面積は平成26年現在1,364haあり、うち県有林は413ha、残りの951haが分収契約による県行造林である（第6-5表）。

県営林面積1,364haのうち、人工林は1,016haである。

第6-5表 地域別県営林面積

(単位:ha)

地域別		巖原町	美津島町	豊玉町	峰町	上県町	上対馬町	計
区分								
県 営 林	県有林	48	7			214	144	413
	県行造林	367	144	56	176	97	111	951
	計	415	151	56	176	311	255	1,364

対馬振興局林業課調

## 4. ツシマジカ被害対策

ツシマジカは、昭和41年に県の天然記念物に指定され捕獲禁止となった。その後、生息頭数の増加に伴い昭和52年頃から造林木の被害が目立ち始め、地元林業関係者から被害対策について強い要請がなされた。

昭和56年に対馬支庁において被害の一斉調査を実施した結果、被害区域面積909haで、被害本数は約20万本に及んでいることが確認された。県文化課は、昭和58年に美津島町尾崎半島の一部（約300ha）を保護区とし、その他の地

域では天然記念物としての解除を行ったが、平成16年3月末には、保護区も解除された。

昭和63年より有害鳥獣駆除事業により頭数調整を図っているが、その後も被害が続き、平成3年7月18日にツシマジカ被害対策本部（本部長、支庁長）が対馬支庁内に設置されたが、平成16年10月に、イノシシ等も併せた「対馬地区有害鳥獣対策協議会」を設立し、県・市一体となって被害防止対策を推進することとなった。

対策事業としては、県単独事業として、平成3～5年度までの3ヶ年間、ツシマジカ被害防止緊急対策事業、平成6年度からは第2次のツシマジカ被害防止緊急対策事業を実施した。内容としては、(1) 有害鳥獣駆除、(2) しいたけ榎場被害防止対策、(3) 林木被害防止対策となっている。また、平成6年度より国庫補助事業として動物被害防除事業による防鹿ネットの設置が実施され、平成12年度からは防鹿ネットと枝条巻付けが造林事業に組込まれ、被害防止対策はさらに充実している。平成26年度の事業実績は、第6-6表のとおりである。

第6-6表 ツシマジカ被害対策事業(平成26年度)

区分 地域別		対馬市有害鳥獣 被害対策事業	造林事業		森林整備加速化・ 林業再生事業
		有害鳥獣駆除 (頭)	防鹿ネット (m)	枝条巻き付け (ha)	枝条巻き付け (ha)
計		5,123	7,000	96	50
内 訳	厳原町	744			
	美津島町	457			
	豊玉町	251			
	峰町	685			
	上県町	1,476			
上対馬町		1,510			

平成27年度対馬管内林業の概要

## 5. 林道

対馬における林業経営の安定化を図るためには、林道等の生産基盤の整備により、林業労働力の省力化、輸送コストの低減を図ることが重要である。特に近年の林業を取り巻く厳しい条件を克服するためには、早急に林道網の整備を図る必要がある。

平成26年度末現在の対馬の林道開設延長は423.5kmで、林道網整備計画に基づく対馬における開設計画延長575.4kmに対し73.6%の開設進捗となっており、林道密度は7.3m/haとなっている。

第6-7表 林内道路密度の現況及び目標

(単位 面積：ha、延長：m、密度：m/ha)

区分 地域別	森林面積 (A)	全体計画(平7~平46)					26年度現在		
		6年度末 現況延長 (B)	今後の 林道計画 延長 (C)	今後の 計画林道 密度 (D)	林道延長 E=(B+C)	目標林道 密度 E/A	26年度 実績	26年度末 現況路網 延長 F	密度 F/A
厳原町	12,982	71,303	48,519	3.7	119,822	9.2	0	87,205	6.7
美津島町	9,912	23,975	22,202	2.2	46,177	4.7	0	34,061	3.4
豊玉町	6,550	45,959	31,700	4.8	77,659	11.9	681	52,481	8.0
峰町	5,438	43,927	31,380	5.8	75,307	13.8	0	51,677	9.5
上県町	14,019	95,232	57,952	4.1	153,184	10.9	221	122,904	8.8
上対馬町	9,263	63,199	40,092	4.3	103,291	11.2	0	75,218	8.1
合計	58,164	343,595	231,845	4.0	575,440	9.9	902	423,546	7.3

主伐による素材生産量の増加、また、しいたけ生産の拡大に伴う原木等の搬出路確保を図るうえからも林道網の整備が急務となっている。

このような状況に対処するため、平成7年度を初年度とする林道網整備計画が策定され、平成46年度までに231.8kmを開設し、林道密度を9.9m/haまで引き上げる計画である。

## 6. 林業の担い手

### (1) 森林組合

昭和40年代、対馬には8森林組合があったが、昭和49年4月に下県郡森林組合と上県郡森林組合の2森林組合に集約され、さらに平成13年12月には広域合併し対馬森林組合となった。森林組合の構成は、第6-8表のとおりであり、主な事業は、(ア)組合員所有林等の森林造成の受託、(イ)治山、林道事業、(ウ)間伐材の販売、加工事業、(エ)しいたけ種駒、造林用苗木、その他林業用資材の購買等である。

森林組合は、林業の中核的担い手としての活動が期待されており、森林造成

をはじめとして、提案型集約化施業の実施による木材生産や木材の流通における集荷販売窓口、輸出や合板、木質バイオマス利用など新たな販路の開拓に取り組んでいる。

第6-8表 森林組合の構成(平成26年度)

(単位 人, 千円)

区分	組合員	役員					作業 班員	支払済 出資金
		総数	常勤 理事	非常勤 理事	監事	職員		
森林組合								
対馬森林組合	2,556	15	1	11	3	25	30	75,924

対馬森林組合総代会資料

## (2) 林業後継者

対馬の保有山林面積が1ha以上の林家1戸当りの保有山林面積は、8.8haで、県平均の3.5haに比べて非常に大きく、10ha以上の保有山林林家数は439戸に達している。

対馬でも他地区と同じく、林業従事者の高齢化が進み、厳しい林業環境の中で担い手には経営意欲の減退が見られ、若者の島外流出も多い。

このような中、林業普及指導員は、林業普及指導協力員、篤林家、林研グループ員等の地域リーダーを中核的林業技術者として育成し、これらを拠点としながら、地域林業の活性化と林業後継者の定着に努めている。

これらの地域リーダーのうち対馬林業研究会は、地元材を活用した木製品を製作し、公共施設へ寄贈したり、都市部で販売するなど対馬材の普及、PRに努めたり、森林経営意欲が減退した森林所有者に対し、施業の呼びかけを行うなど、地域の林業の推進と活性化の一翼を担っている。

## 第4節 森林保全

### 1. 保安林

森林は、木材等を供給するばかりでなく、水資源のかん養、洪水や山崩れの防止、汚れた空気の浄化、またレクリエーションの場の提供等、暮らしを守るために欠くことのできない様々な働きをしている。特に生活にとって重要な役

割を果たしている森林は、「森林法」により保安林に指定されている。

対馬の森林面積は63,204haのうち、保安林は16,722haで全体の26.5%、近年徐々に増えている。本島における保安林の歴史は古く、明治24年頃に防風保安林及び風致保安林が指定されている。また、沿岸漁業が盛んになるにつれて、大正10年頃から魚つき兼航行目標保安林の指定が多くなってきた。

近年、森林の持つ多面的機能に対し、社会的要望の高まるなかで、森林を保安林に指定し、適正な管理を行うことが求められてきている。今後は、島内における深刻な水不足に対処し、水資源を確保するための水源かん養保安林や干害防備保安林、また、多発する山地に起因する災害を未然に防止するための土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林の整備が必要であり、現在指定の促進を図っている。

第6-9表 保安林種別現況

(単位:ha)

区分	国有林		民有林		総数		構成比率 (%)
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
保安林							
水源かん養林	10	2,105.74	43	7,316.12	53	9,421.86	56.3%
土砂流出防備林	1	217.82	78	2,182.66	79	2,400.48	14.4%
土砂崩壊防備林			36	51.85	36	51.85	0.3%
干害防備林	4	1,424.49	15	2,143.66	19	3,568.15	21.3%
防風林	2	33.61	(1) 15	(0.28) 15.19	(1) 17	(0.28) 48.80	0.3%
潮害防備林	(1)	(24.33)	(2) 5	(2.71) 3.74	(3) 5	(27.04) 3.74	0.2%
魚つき林	(3) 3	(66.94) 152.72	(1) 73	(0.45) 335.85	(4) 76	(67.39) 488.57	3.3%
保健林	(2) 1	(197.05) 222.54	(3) 6	(171.54) 490.41	(5) 7	(368.59) 712.95	6.5%
風致林	(1) 1	(9.28) 4.10			(1) 8	(9.28) 14.17	0.1%
航行目標林	(4) 1	(177.05) 15.12			(4) 1	(177.05) 15.12	1.1%
計	(11) 23	(474.65) 4,176.14	(7) 278	(174.98) 12,549.55	(18) 297.00	(649.63) 16,722.23	103.9%

(注) 上段は上位保安林との兼種保安林で外数

面積は平成26年3月31日までに確定告示された保安林である。

構成比率計が100%を超えるのは兼種保安林が重複して計上されているため。

## 2. 治山

治山事業は、保安林が持っている機能が高度に発揮されるよう森林整備や、森林の造成・維持に必要な治山ダム等の構造物を施工し、安全で住みよい環境をつくる事業である。

対馬の地質は、古第三紀層の頁岩を基岩とし、その地形は極めて急峻である。

頁岩は表層の風化が著しく、溪床には侵食による土砂が堆積し、洪水のたびに土砂が流れ出し、下流の人家や農地等へ被害を及ぼしている。

また、平地部は狭く、人家は山腹急斜面の直下に建てられ、裏山の崩壊による災害の危険にさらされている。

これら山地災害の危険地区は、島内 412 ヶ所となっており、その内訳は第 6 - 10 表のとおりである。

山崩れ、土石流、地すべりなどの山地災害により人家や公共施設などが被害を受ける恐れがあるところには、治山施設の設置や防災機能の高い森林へ誘導する森林の保育・改良等の整備を行っている。また、山崩れ等の災害が発生した場合、再び災害が発生しないよう速やかに森林の復元に努めている。

第 6 - 10 表 山地災害危険地区箇所数

(平 27.4.1)

区分 地区別	山腹崩壊危険地	土砂流出危険地	地すべり危険地	計	内訳	
	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	着手済箇所	残箇所
厳原町	33	46	3	82	47	35
美津島町	41	24		65	35	30
豊玉町	35	22		57	28	29
峰町	22	28		50	22	28
上県町	34	51		85	44	41
上対馬町	37	36		73	43	31
合計	202	207	3	412	219	193

## 3. 林地開発

地域森林計画の対象となっている民有林（保安林等は別途申請）において、1 ha 以上の土地の地質変更の行為をする場合は、昭和 49 年 10 月 31 日より林地

開発許可申請が必要になった。(国又は地方公共団体等は林地開発協議)

林地開発の申請を許可するには、下記(1)～(4)の許可基準を満たし、周辺の同意を得、市町長の意見を聴かなければならない。

- (1) 災害の防止の機能から見て、開発行為により森林の周辺の地域について土砂の流出又は、崩壊その他災害を発生される恐れがないこと。
- (2) 水害の防止の機能から見て、開発行為により水害を発生される恐れがないこと。
- (3) 水源かん養の機能から見て、開発行為により機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼす恐れがないこと。
- (4) 環境保全の機能から見て、開発行為における森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させる恐れがないこと。

第6-11表 平成27年8月末現在の開発状況

地域別区分	林地開発許可	
	箇所数	面積 ha
ゴルフ場の造成(18ホール)	1	64.71
住宅団地の造成	2	18.67
土石等の採掘(砕石)	4	32.50
土捨場造成	6	22.10
その他	1	2.17
計	14	140.15

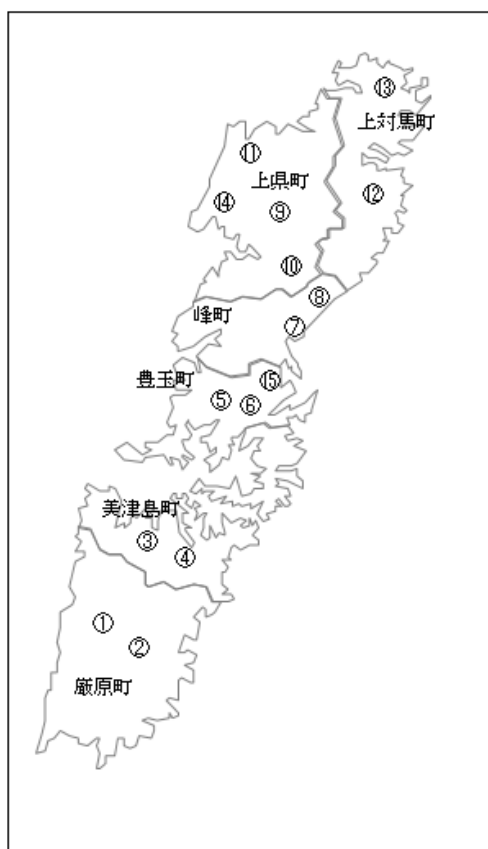
#### 4. ながさき水源の森

豊かで良質な水の供給源である森林の「緑のダム」としての重要性と森林整備に対する県民の関心と理解を深めるため、水源林として特に重要な森林を「ながさき水源の森」として認定公表し、次の世代に引き継ぐこととした。

認定地区数は対馬管内で15地区(5,210ha)、県下では136地区(28,124ha)となっている。



第6-6図 ながさき水源の森位置図



第6-12表 ながさき水源の森一覧

(平 27.4.1)

番号	森林の名称	所在地	認定年度	面積 (ha)	水源の名称
1	日掛水源の森	厳原町檜根	8	1,239	佐須川
2	大多羅水源の森	厳原町厳原	9	520	大多羅川、知首川
3	鶏鳴水源の森	美津島町鶏知	8	143	鶏知ダム
4	洲藻紅葉川水源の森	美津島町洲藻	8	356	洲藻紅葉川水源
5	ナムロ水源の森	豊玉町仁位	8	94	ナムロダム
6	和坂水源の森	豊玉町和坂	10	196	潮戸地区簡易水道
7	ゆくみ水源の森	峰町三根	8	105	三根ダム
8	志多賀水源の森	峰町志多賀	9	171	志多賀簡易水道水源
9	御嶽水源の森	上県町佐護	8	89	三面滝
10	飼所水源の森	上県町飼所	9	180	仁田簡易水道水源
11	大江水源の森	上県町佐護	10	223	佐護地区土地改良水源
12	清十郎水源の森	上対馬町舟志	8	371	堰舟志川
13	山井水源の森	上対馬町豊	10	167	豊地区水源
14	伊奈川水源の森	上対馬町伊奈	21	648	伊奈川
15	乙宮水源の森	豊玉町曾	22	708	曾川

## 第5節 林業公社

### 1. 公社設立の趣旨と経緯

昭和30年代当時、水産業のほかに見るべき産業のなかった対馬にとって、全島の89%を占める林野の開発は、緊急かつ重要な課題であった。

しかしながら、7,000haを有していた共有林・入会林は、未利用地が多く、経済的な人工林は3,400ha(7%)にすぎない状況であった。

このことから人工林を拡大し、生産性を高め、地域経済の振興を図る「島おこし」の一環として、造林事業の推進が強く要請されていた。

そこで長崎県、地元町村及び森林組合が出資して、昭和34年に社団法人「対馬林業公社」を設立し、新しい信託方式により拡大造林を推進するとともに、林業経営の指導と研究を行い、併せて国土の保全、対馬島民の経済発展に資することとされた。

第1次造林計画である信託方式を昭和43年度に終了し、昭和44年度から、第2次造林計画により、新たな分収造林方式を導入した。

昭和61年森林整備法人の認定を受け、拡大造林の担い手としての役割に併せ、森林の有する多様な機能の維持推進を図るための森林整備の担い手へと変化している。

昭和62年に、長崎県林業公社との事務局統合により本社事務所を長崎市に移転した。

また、平成23年対馬公社を長崎公社に合併、平成24年公益社団法人に移行し現在に至っている。

## 2. 経営改善対策

公社の運営に必要な経費は、補助金を除けばすべてが長期借入金で賄っており、累積する債務は年々増加する反面、将来の収入源である木材価格は長期低迷を続ける現状と、森林への国民的ニーズが木材生産よりもいわゆる公益的機能重視に傾いた流れを受け、これからの公社の経営について根本的に見直す必要が出てきた。

平成15年2月、長崎県から「経営改善計画の抜本的見直しによる持続的経営」の方針が示された。

このような背景の中、社会情勢の変化にあわせた安定的な森林経営を目指した経営対策について検討するために設置された「林業公社経営計画検討委員会」で、検討が重ねられ、平成16年11月に出された提言を受け、第6次経営計画を策定した。

これに基づき改善を進めるとともに事業を実施している。

主な改善策は、次のとおりである。

- (1) 伐期、伐採手法の見直し（長伐期施業への転換）
- (2) 生産コストの縮減
- (3) 管理費の削減
- (4) 分収契約の変更
- (5) 公庫資金の低利借換

### 3. 新たな役割の経営への影響と森林機能への貢献

林業公社は、戦後の荒廃した森林の復旧と森林資源の造成および公益的な機能の発揮を目的とし設立されており、造成してきた分収林については、木材の生産はもとより公益的機能の維持増進に資する森林整備が要請されている。

森林に対する国民の要請は、水源のかん養や、災害の防止等の公益的機能の発揮へと変化しており、国際的にも、生物の多様性の保全、地球温暖化防止等を含む多様なニーズに恒久的に対応すべきという「持続可能な森林経営」の推進が課題とされている。

しかしながら、土地所有者との分収契約は、伐採後の収益の分収を前提としており、伐採方法の多様性は収益の減収を招きかねない。

また、借入金の元本・利子の返済のために、過剰な伐採をせざるを得なくなれば、自然環境・生態系への悪影響が危惧される。

これからの林業公社は、経営の安定化を図り、計画的・安定的な木材の供給等を通じて地域の振興に寄与していくことが重要であり、さらに森林の有する多様な機能の維持・増進を図る森林整備の担い手として貢献していくことが期待されている。